

東京二十三区清掃一部事務組合一般廃棄物処理基本計画改定検討委員会（第5回）

会議要録

- 1 日 時 令和2年7月15日（水）午後1時15分～午後2時50分
- 2 場 所 東京区政会館 20階202・203会議室
- 3 出席者 委員13名（うち、代理出席1名）欠席1名
- 4 傍聴者 なし（新型コロナウイルス感染拡大防止のため、傍聴中止）
- 5 議 事 (1) 清掃工場の施設整備計画（その2）【検討資料1、2、3】  
(2) 最終処分場の延命化【検討資料4】  
(3) 次期計画の施策及び取組【検討資料5】

6 会議経過

(1) 清掃工場の施設整備計画（その2）

事務局： 【検討資料1、2、3】を用いて説明。

委員： 事業費の試算金額は、各年度の歳出金額か。起債や基金などで平準化するのか。

事務局： 試算金額は、整備に要する工事費の金額である。これに各年度の交付金や起債、基金等を含めると各年度の歳出となる。

委員： 建替えが重なり、焼却余力を確保するために施設規模の拡大が必要ということは理解した。  
一方で施設規模のアンバランスの解消とあるが、施設規模の拡大以外に規模縮小もありえるのか。

事務局： 23区の清掃工場には、施設規模の大小がある。また、地域によってはごみの量と施設規模でバランスが取れていない部分がある。更に、敷地等の制約で小さくせざるを得ない工場があるため、これらの条件を考慮しながら規模を検討していくことになる。

委員： 建て替えると設備が大きくなるので、敷地に入らなくなって規模を縮小せざるをえないということもあるということは理解した。  
もう1点、大田清掃工場第一工場は焼却余力の確保のために再稼働したと認識しているが、今後、建替えが進めば、大田清掃工場第一工場の廃止や休止を考えているのか。  
今後、人口が減ってごみが減った場合、いくつかの清掃工場はいらないのではという議論が出てくるのではないかと思う。

事務局： 大田清掃工場第一工場の再稼働のための整備工事による耐用年数は、延命化工事と同様に考えると40年程度と考えているので、その時期には停止することになると考えている。

委員： 令和2年度は施設整備費が大幅に上昇したことにより歳出が拡大し、連動して各区の分担金が増加したと聞いている。

今後、各区の分担金も事業費の試算と同様の傾向になるということか。

事務局： 施設整備は、清掃一組の事業の一部であるが、分担金は他の事業費も含んだものであり、同様の傾向になるとは限らない。

なるべく年度間で大きな差が生じないように平準化したいと考えている。

委員： 今までごみ量がなかなか減らなかったところ、新型コロナウイルスの影響によりこの半年で大きな変化があり、厳しい市況を考慮するとごみ量予測にも影響があるのではないかと聞いている。

また、清掃一組の役割分担を考えると難しいとは思いますが、ごみ量がどのくらいになれば、整備スケジュールはこうなるといったシミュレーションを示すことがごみ減量に有効ではないかと思う。

事務局： 新型コロナウイルスの影響によりごみ量は減っているが、今後の予測はなかなか難しい。

清掃工場の建替事業は、環境アセスメントを含めると約11年を要することから、その期間で考えなくてはならない。新型コロナウイルス等の影響でごみが一時的に減少したとしても、清掃工場を縮小するのは難しく、10年後も確実にこのごみ量でなるであろうとなった場合にそのような検討になると考えている。

委員： ごみが増えたときに処理しきれないのは問題であるが、一方で23区は共通のごみ減量目標を設定しようと取り組んでいるところでもある。

また各区は一廃計画でごみ減量目標を掲げ、東京都では今後10年の廃プラスチックの削減目標を掲げている中で、実績に基づいた清掃一組の計画ではギャップがあるのではないかと聞いている。

事務局： 23区や東京都のごみ減量施策があることは理解している。一方、清掃一組の一廃計画は5年毎に見直しを行っており、その時々のごみ量に合わせて改定が必要だと聞いている。今後も見直しを行いながら、23区の財政状況に寄り添った検討をしていかなければいけないと聞いている。

委員： 清掃一組の観点では、実績を基にした予測になることは理解しているが、その上で区取ごみの減量施策の要素も加味できないか。

委員長： 各区の減量に向けた取組は理解しているが、清掃一組としては、ごみ量が若干減ったとしても清掃工場の整備スケジュールや全量焼却が厳しい状況であり、実績に基づき計画を策定せざるを得ない。しかし、以前サーマルリサイクル実施時にごみ量等に大きな変化があり、計画を早めに見直したことがあるように、新型コロナウイルスの影響等によりごみ量等に大きな変化があれば5年に拘らず、早い時期の見直しも聞いている。

また人口も増加している中で、区取と事業系ごみについても考えなくてはならない。

委員長： 議題（1）の内容について了承として良いか。

→了承

(2) 最終処分場の延命化について

事務局： 【検討資料4】を用いて説明。

委員： 清掃一組の灰溶融炉は、エネルギーを多く消費するとして休止していたと思うが、徐冷スラグ化や焼成砂化ならばエネルギーの削減になるのか。それとも他の理由があるのか。

事務局： 清掃一組の灰溶融炉で生成したスラグは、形状に起因して需要が少なかった。徐冷スラグは大きな塊になるため、河川の土留めなど利用先の需要に合わせて対応できる。また、焼成砂化についても需要がある。

委員： 最終処分量の計画は減る傾向だが、どのような取組で減らすのか。  
23区でも不燃ごみの資源化を進めている区があり、今後の最終処分量ではどのように見立てているのか。

事務局： 焼却灰の資源化の取組が主になる。不燃ごみ・粗大ごみについては、処理残さを焼却する取組では約3万トンの削減を見込んでいるが、23区の収集段階での取組により削減されており、今後残さの焼却では大きな削減は見込めないと考えている。

委員： 休止している中防灰溶融施設は今後どのように活用するのか。

委員： 現在、中防灰溶融施設は、一部の工場で発生した飛灰の混練処理に活用しているほか、焼却灰の資源化のための積替施設として活用している。

委員： 焼却灰の資源化の計画は、計画期間の15年間かけて10万トン増やすとあるが、もっと短期間に増やせないのか。更なる資源化ができない理由は何があるのか。

委員： 焼却灰の資源化の計画は、民間施設の受入能力のほか、輸送手段に左右される。

鉄道輸送の場合は貨物列車の輸送枠が必要になるが、ダイヤの都合で急に増やすことが困難である。また、焼却灰を輸送するコンテナも特殊なものであり、その調達に課題がある。

船舶輸送についても国内の定期船が少ないため、急に増やすことが困難である。また、チャーター船など専用船による輸送も、綿密な調整が必要であり、課題がある。

また、災害には船より鉄道の方が弱く、輸送できなくなる懸念があるため、リスク分散という考えからも色々な輸送方法を検討する必要がある。

委員長： 現在の計画でも毎年5,000トンずつ資源化量を増やしていくという計画であったが、ここ数年は毎年前倒しで増やすなど努力をしている。

委員： 今後、新たな民間施設にも委託していくのか。

委員： 現在、資源化を委託している民間施設への搬出量を増加することを考えている。当面新しく開拓する予定はない。

委員： 災害などが起これば、受入先施設の確保や輸送手段で問題があると思うが、最終処分場の延命化に向け、ぜひとも資源化を進めていただきたい。

委員長： 九州にも委託する処理施設があるが、最近の九州の大雨の影響で輸送できない状況と聞いている。そういった自然災害の影響は受ける。

委員： 焼却灰の資源化の安全性に問題はないのか。

委員： セメント原料への資源化については、生成品が普通ポルトランドセメントであり、国内及び世界で一般的に使用されているものである。これは JIS 規格に則り、セメント会社が責任をもって製造しているので安全性に問題はない。

委託先の徐冷スラグは、JIS 規格に準拠して作られるほか、工場所在の県によってはリサイクル促進品目に指定しているなど、安全性の基準が設けられている。

焼成砂化で生成された人工砂は、基準がないことから、清掃一組でも実証確認の際、利用先での安全性も含めて独自に確認していく。

委員長： 議事（２）の内容について了承として良いか。  
→了承

### （３） 次期計画の施策及び取組について

事務局： 【検討資料５】を用いて説明。

委員： 環境面の配慮した処理方法の在り方を考えた場合、バイオガス化などの技術は有効であると思う。調査研究を進めていただきたい。

事務局： 環境にやさしい技術を含めて調査は進めていきたい。

委員： 災害時の電力供給について、平時から近隣住民等に電力供給できないのか。また、世田谷清掃工場に水素ステーションがあると思うが、同様の取組を他の清掃工場でもできないのか。

委員： 水素ステーションについては、世田谷区が保有する移動式水素ステーションの置き場所として世田谷清掃工場の駐車場をお貸ししているのが、事業自体は世田谷区の事業である。

平時の電力供給については、法令上、特定供給の制限があり、困難だと考えているが、災害時の活用方法として充電設備の設置等の検討を進めている。

委員長： 充電設備は各清掃工場の状況を確認の上、可能であればつけていきたいと考えている。運用方法については、行政だけにするのか、民間も使用できるようにするのかなど、検討中である。

委員： 不適正搬入防止対策の取組で「関係区と連携して」とあるが、産廃を一廃に混ぜて、不適正な搬入を行うケースもある。今後、廃プラスチックの受入先がひっ迫すると、そういう不適正搬入も増える可能性もあり、東京都としても連

携していきたいので、東京都も併記していただきたい。

また、地球温暖化防止対策の取組については、東京都は2050年までにCO<sub>2</sub>排出実質ゼロの目標を掲げている中、今、新しい清掃工場を建てると2050年まで稼働することになると思うので、常に最新技術を導入し続けたいといけない。それについても連携しながら目標に向けて取り組んでいただきたいと思う。

事務局： 不適正搬入防止対策の取組については、記載を変更する。

委員長： 議事（3）の内容については、了承として良いか。

→了承

その他

事務局： 次回改定検討委員会の開催は、日程が決まり次第、改めてお知らせする。

以上